

老発0331第10号
令和8年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

令和7年12月25日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和6年度の調査結果（以下「本調査結果」という。）を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待は、相談・通報件数が3,633件、虐待判断件数が1,220件といずれも過去最多となり、養護者による虐待は、相談・通報件数が41,814件と過去最多、虐待判断件数が17,133件と前年度とほぼ同水準となりました。また、過去に虐待が発生した介護施設等において、虐待が再発している件数についても高い水準で推移している状況です。

こうした状況を踏まえると、自治体や介護保険施設等における、より一層の虐待防止に向けた対応の強化が必要です。

つきましては、下記に留意の上、高齢者虐待防止に資する体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係団体等への周知及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知を徹底していただくようお願いします。

【通知の要点】

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等

- ・本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止に関する対策の実施
- ・「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」（令和7年12月25日付厚生労働省老健局高齢者支援課長 認知症施策・地域介護推進課長 老人保健課長通知）や、本調査結果などを用いた指導助言の実施
- ・虐待の再発防止等のため、虐待の初発事例の初動対応時における適切な監査の実施、都道府県と市町村との連携・協働の実施
- ・「「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて」（令和7年11月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた、適切な通報等の受け付け及び警察との連携・協力体制の構築
- ・家族全体を支援する観点からの養護者支援の適切な実施
- ・専門職の活用や研修等による適切な事実確認及び虐待の判断等の実施
- ・認知症施策等との連携
- ・虐待の発生や対応の経過の客観的な検証
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置

2 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等

- ・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえた、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCA サイクル）の計画的な実施
- ・改訂版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）及び国マニュアル別冊等の積極的な活用と周知の徹底
- ・介護サービス相談員派遣事業等の推進

3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

昨年度より、対象を拡大した権利擁護推進員養成研修の内容（研修内でハラスメント等のストレス対策に関する研修も実施可能）や、権利擁護相談窓口における利用対象者（高齢者本人・家族に加え、介護職員等）等の再周知と積極的な活用

4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた高齢者虐待への適切な対応等

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳の保持のため、法第 26 条に基づく対応状況等に関する調査の結果を十分に活用し、法第 3 条に基づき都道府県と市町村が緊密に連携・協働し、虐待の未然防止、早期発見や悪化防止のための迅速かつ適切な対応及び再発防止に関する対策を積極的に講じていただくようお願いします。

(1) 養介護施設従事者等による虐待の調査結果を踏まえた適切な対応について

本調査結果では、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合が増加しました。また、虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、過去に指導や虐待事例があった施設・事業所の件数は引き続き高い水準で推移していることが把握されました。

虐待の判断件数及び被虐待者数の増加要因については、

- ・ 1 件当たりの被虐待者が多い事案である、介護等放棄事案（必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為等）や経済的虐待事案（入所者・入居者に対する金銭の寄付・贈与の強要等）の発生が確認されたことによるものが考えられ、
- ・ サービス種別でみると、虐待が認められた施設・事業所のうち、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームが占める割合が、引き続き高い水準で推移しています。

本調査結果を受け、令和 7 年 12 月 25 日に、施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」を発出し、改めて会員施設・事業所に虐待防止措置等について周知を図るとともに、分析結果を踏まえた当該措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請しました。

令和 6 年度介護報酬改定においては、高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を義務づけ）が講じられていない場合の未実施減算の導入や、訪問系サービス及び通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録の義務化とともに、短期入所系サービス及び多機能系サービスの身体的拘束等の適正化（委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務づけ）の措置が講じられていない場合の未実施減算を導入し、更なる高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進を図っているところです。

しかしながら、本調査結果では、虐待が発生した養介護施設等のうち、約 3 割においては、高齢者虐待防止措置について、十分な取組を行うことができていないことが確認されています。

ついては、養介護施設等に対する集団指導等の機会を活用し、高齢者虐待防止措置、身体的拘束等の適正化のための措置の周知を行うようお願いいたします。また、それらの措置の実施状況の把握を進めるとともに、これまで発出した通知や、本調査結果を活用し、虐待が認められた養介護施設等に対する対応や、集団指導に参加しない事業者への集中的な指導等の徹底を図ること等により、養介護施設等において、虐待の再発防止や未然防止に向けた組織的な対応が適切に行われるよう徹底をお願いします。

特に、虐待の再発防止を図るためには、初動対応等から、指導監督権限を有する都

道府県が監査等の権限を適切に行使できるよう、都道府県の老人福祉法及び介護保険法の所管課と、養介護施設等の所在地市町村との間で、十分な情報共有、連携・協働を図ることが重要です。また、改善指導に当たっては、市町村等における虐待発生の要因分析・課題整理が重要であることから、複数の関係する部署及び職員により検討ができる体制づくりをお願いします。同様に、改善指導後のモニタリングによる改善状況の確認も重要ですが、本調査において実施したヒアリングでは、市町村等における継続的なモニタリングの実施体制構築に課題があることが確認されています。一方で、実施方法を工夫し、定期的に改善状況や再発防止策の実効性を確認している市町村もあり、事案の状況や各市町村の実情に合わせた工夫等により、引き続き適切な指導等をお願いします。

(2) 養護者による虐待の調査結果を踏まえた適切な対応について

養護者による虐待の市町村への通報ルートとして、近年警察からの通報が増加傾向にあり、本調査結果において、介護・医療関係者からの通報と比較しても最多となりました。警察からの相談・通報及び情報提供等の内容によっては、法に基づく対応だけではなく、例えば、養護者に該当しない者からの虐待などに対し、法の取扱いに準じた対応が必要な場合や、より適切な支援機関につなぐことが求められる場合もあります。そのため、相談・通報等内容や提供された情報等を確認の上、虐待等事案に迅速かつ適切に対応できるよう、日頃から警察との連携・協力体制を構築するとともに、関係機関との連携を含めた支援体制を構築し、包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みが活用できる体制整備が重要です。

なお、警察からの通報等の取扱いについては、「「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて」（令和7年11月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で既に周知しているところですが、関連して「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）の改訂を行い、警察から市町村に対して通報があった際の警察との連携に係る取組例等を盛り込んだため、当該マニュアルも参考に等、適切な相談・通報等への対応をお願いします。

※市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和8年3月改訂）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00004.html

また、虐待の通報等は、夜間・休日を問わずなされるものであり、緊急性が高い事案等においては、緊急保護措置が必要となる事案も想定されます。そのため、引き続き、時間外対応も含めた通報・届出等受付窓口の設置及び周知等による、早期発見・早期対応の推進をお願いします。併せて、迅速な対応のため、法第10条及び第14条第2項に基づき、高齢者本人の虐待等権利侵害からの保護及び養護者の負担軽減を図るために、緊急的に保護が必要な場合に活用できるショートステイ居室の確保など、各自治体の状況に応じた工夫を講じていただくよう、お願いします。なお、地域医療介護総合確保基金では、緊急ショートステイ整備の支援が対象となっており、活用が可能であることを申し添えます。

本調査結果においては、養護者による虐待が発生する背景として、「認知症介護と介護負担・介護力」等の介護に起因する要因のほか、「養護者の孤立、支援の受けにくさ」、「サービス利用の困難さ及び家庭内の課題」等、養護者が抱える個別の課題や養護者を含む家族の関係性に起因する要因も報告されています。養護者支援の主な取組内容としては、「養護者への相談・助言」や「養護者への定期的な声がけ、ね

ぎらい等による関係性の構築・維持」、「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」等の実施割合が高い傾向にあります。

虐待の解消に向けた支援においては、高齢者及び養護者がそれぞれが抱える課題を明らかにするだけでなく、家族全体を支援する観点から、収集した情報に基づき家族が抱えている課題を明らかにするとともに、高齢者本人の支援チームと養護者の支援チーム等の関係者で合意された方針に基づき、支援の方法やゴールの設定などを計画に位置づけ、終結に向けた支援を実施することが重要です。

高齢者本人及び養護者支援においては、計画的かつ両者に対する支援の連携・協力のもと、チームとして対応するようにお願いいたします。

(3) 養護者及び養介護施設従事者等による虐待対応に共通する事項について

本調査結果において、虐待の事実確認を行っていない事案や、事実確認を行ったものの、確認を行った対象者が限定的だったこと等により情報が十分に把握できず、虐待の有無の判断が困難であった事案が報告されています。市町村等が高齢者虐待に係る通報等を受けた際は、速やかに高齢者の安全確認を実施するとともに、事実確認を行い、コアメンバー会議等の協議により、虐待の有無の判断することとされています。このため、高齢者の生命及び身体安全確認や、虐待の有無の判断等の対応が適切になされるよう、事実確認に係る具体的な方法や留意点等について、各自治体のマニュアルや研修等により周知等を行っていただくようお願いします。

また、市町村が行う事実確認や虐待の判断及び市町村権限行使を含む支援方針等の検討にあたり、特に専門的判断を要する事案等において、「高齢者虐待対応専門職チーム」※などによる専門的助言・支援等は有効であり、後述する高齢者権利擁護等推進事業を活用するなど、引き続き市町村に対する体制整備支援をお願いします。

※日本弁護士連合会及び日本社会福祉士会が連携して、虐待対応専門職チームの活動を実施しており、法律・福祉の両面から市町村や都道府県に有効なサポート（虐待の有無や緊急性の判断等を行う会議、事例検討会、情報交換会等への出席及び助言）を提供している。

本調査結果における虐待の発生要因として、認知症による行動・心理症状（BPSD）などを起因とした養護者の介護疲れや、養介護施設従事者の認知症ケア等に関する知識・技術不足等が挙げられています。認知症施策推進基本計画では、「認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護」が基本的施策の一つとして位置づけられており、同計画に基づく「虐待の発生又はその再発防止等」の取組の実施など、引き続き認知症施策等との連携を図っていただくようお願いします。

加えて、本調査結果においては、市町村における虐待の再発防止に向けた施策の実施の有無が事後検証・振り返りの実施の有無と関連性が強いことが示唆されています。外部の専門家等や「検証の手引き」※の活用により、死亡事案も含め、虐待の発生や対応の経過を客観的に検証し、虐待の再発や未然防止に関する対策を講じるようお願いします。

また、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関すること等を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いします。

※令和3年度「高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策への反映についての調査研究事業」社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943590.pdf>）

2 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等

本調査結果では、

- ・ 養護者による虐待対応において、市町村の体制整備の取組状況と高齢者人口当たりの虐待の相談・通報及び虐待判断件数が一定の相関関係にあることや、
- ・ 養護者による虐待対応の市町村の体制整備の取組実施率が高い場合、当該自治体では養介護施設従事者等による虐待対応の取組実施率も高い傾向があることが確認されています。

虐待の早期発見等のため、市町村及び都道府県による虐待対応に係る体制整備に引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いします。

(1) 高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施

本年度調査より新たに回答を求めた PDCA サイクルの実施状況について、「実施できている・ある程度実施できている」と回答した割合が、都道府県で 23.4%、市町村で 21.9%となっています。

介護保険法第 116 条第 1 項の規定に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の評価、見直しに係る過程（PDCA サイクル）の計画的な実施をお願いします。なお、以下に参考としてお示しする報告書の他、本調査の調査研究事業報告書において、「実施できている・ある程度実施できている」自治体における PDCA サイクルの具体的な取組内容について掲載予定であるため、今後の取組の参考にしていただくようお願いします。

（参考）令和 4 年度老人保健健康増進等事業「自治体による高齢者虐待防止に資する計画策定と評価等に関する経年的調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001148547.pdf>

(2) 国マニュアル及び国マニュアル別冊等の活用と周知徹底

市町村、都道府県における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル※）について、

- ・ 警察から市町村が通報を受け付けた時の扱いについての留意点や、警察と市町村との連携例などについての記載、
- ・ 改善指導に沿った改善計画例及び効果的なモニタリング方法の工夫例を追記するなどの見直しを行いました。

今回の改訂の内容について十分御了知いただき、周知徹底をお願いします。

また、令和 6 年度改訂において、国マニュアル別冊として作成した「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」についても、引き続き活用いただくよう、周知をお願いします。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00004.html

(3) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

介護施設等において、虐待等が疑われる事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、介護サービス相談員（※）の支援を受けるなど第三者の支援を受けることも効果的です。

具体的には、介護サービス相談員派遣等事業（地域支援事業（任意事業））の実施

が有効であると考えられることから、都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用を図るとともに、効果的に実施が実施されるよう、未実施市町村に対する事業効果等の周知や、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いします。

※地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html）

3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、令和6年度より、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の取組を一層推進する観点から、権利擁護推進員養成研修において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施可能とするとともに、権利擁護相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく、介護職員等（施設や事業所に従事する介護職員以外の者を含む。）も対象としました。

また、本事業では、介護施設等に対し、虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修や、高齢者虐待防止措置に係る指導等を行うための専門職の派遣に関する費用について、助成対象としております。

さらに、養護者による虐待については、虐待につながる可能性があるものの、市町村のみでの対応が難しい事案に対しては、市町村が、介護支援専門員等と連携し、弁護士、社会福祉士、医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）を得て対応することが有効とされており、当該費用についても本事業の対象としています。

これらについて、積極的に活用いただき、引き続き、管内市町村への支援をお願いします。

4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な物品販売や購入の強要、住宅改修などの財産上の不当取引※による高齢者の被害については、法第27条の規定に基づき、市町村において適切な対応が図られるよう、平成27年に都道府県に対し通知（「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」（平成27年7月10日・老推発0710第2号））を発出し、消費生活担当部署や関係機関の紹介等を実施することや、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署、機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところです。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、適切な支援、助言や注意喚起をお願いします。

※養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得ることを目的として高齢者を行う取引

（参考）平成27年以降に発出した通知

「法律に基づく対応状況等に関する調査結果、及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22753.html）